

令和3年度
第2回芽室町環境審議会議案
(書面会議)

開催日：令和4年3月25日(金)

1 報告事項

令和3年度環境調査結果について

2 情報提供事項

ごみ減量化・資源化への取組について(令和4年度実施予定 重点取組事項)

芽室町環境審議会委員名簿

任期 令和2年11月1日～令和4年10月31日

審議会役職	氏名	推薦団体等	役職等
会長	貫田 正博	芽室町消費者協会	会長
副会長	高井 宏司	市街地町内会連合会	事務局長
委員	阿部 浩	一般公募	
〃	砂金 新一	〃	
〃	佐藤 三千子	〃	
〃	森住 麻友美	〃	
〃	福間 智子	芽室高等学校	指導実習助手
〃	白木 一英	北海道農業研究センター芽室 研究拠点	スマート農業 コーディネーター
〃	高橋 好明	芽室町生活環境推進会	副会長
〃	大橋 一博	芽室地区連合	会長
〃	村瀬 雅道	芽室町農業協同組合	営農部部长
〃	井上 貴明	十勝広域森林組合	業務課長
〃	塚本 元一	日本甜菜製糖(株) 芽室製糖所	工務課課長
〃	後藤 勝幸	日本罐詰(株)	工場長

環境調査実施結果について

■調査内容の変更

環境調査については、これまで4項目（大気・水質・悪臭・騒音）について、地点を定め、環境基準を満たしているか環境調査を毎年実施しているところです。

平成28年度の台風災害後、河川工事等が行われたことによる河川の濁りなどの影響で数値が変化した箇所もありますが、現在はおおむね基準値を満たしている状況となっています。

令和3年度につきましては、これまで実施してきた調査状況等を踏まえ、調査項目および調査地点などを見直し、また、河川水質調査については、過去の調査において影響の大きいと考えられる地点に絞って実施することとしました。

なお、これまで実施していた大気調査につきましては、近年、基準を超過する結果が得られていないことから、数年に一度の調査とし、令和3年度以降は、毎年の調査を行わないこととしました。

法律で国への報告などが規定されている悪臭調査および騒音調査については、これまでどおり実施することとしています。

調査項目や調査地点などの変更を行いましたが、今後にあっても、町の環境には注視し、都度必要に応じた対応を行うよう状況を把握する考えです。

■令和3年度環境調査の実施について

令和3年度においては水質・悪臭・騒音の3項目について、令和3年6月から令和4年3月までの間、報告資料作成期間を含め、事業者に委託して業務を実施しました。

調査内容、地点については次のとおり実施しており、詳細についてはそれぞれの項目ごとに資料を添付しています。

項 目	実施箇所数・実施回数
悪臭物質測定	3か所（2回）
騒音交通量調査	1か所（2回）
河川水質分析	6か所（4回）
	1か所（1回）

令和3年度芽室町環境調査結果公表（河川水質）

河川水質調査は、令和3年度から主流の河川の状況について調査ポイントを絞って実施することとし、町内の3河川（美生川、芽室川、ピウカ川）について水質調査を実施しました。このうち芽室川と美生川については、環境基準という達成されることが望ましい基準が設定されています。

環境基準には、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の5項目があります。また、その程度について河川の水域により類型AA～Eの6段階に設定されており、美生川は最も厳しい類型AAに、芽室川は2番目に厳しい類型Aに指定されています。

美生川は、大腸菌群数以外の項目が河川環境基準（AA類型）を満たしており、清澄な水質が保たれていました。大腸菌群数は、年平均において全地点で河川環境基準値AA類型を超過する結果となりました。

いずれの測定値も7月および9月の大腸菌群数調査において基準値を超過しており、11月および2月の測定時には基準値を満たす結果となっています。

7月および9月の調査月においてBODの値が高くないことから、有機物汚濁などによるものではなく、河川の水温上昇による大腸菌群の活発化が一因と考えられます。

美生川水域の水質測定結果（平均値）

	美生橋	中美生橋	西伏美橋	環境基準
pH	7.2	7.2	7.3	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	1 mg/l 以下
SS (mg/l)	1	1	1	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	11.9	11.8	11.6	7.5 mg/l 以上
大腸菌群数	740	900	410	50 以下

芽室川は、大腸菌群数以外の項目が河川環境基準（A類型）を満たしていました。

大腸菌群数は、年平均においては毛根中島橋のみ河川環境基準値A類型を超過していますが、7月の上芽室橋と毛根中島橋、9月の西芽室橋と毛根中島橋で河川環境基準値A類型を超過しました。美生川と同様、7月・9月の調査月ではBODの値が高くないことから、有機物汚濁などによるものではなく、河川の水温上昇による大腸菌群の活発化が一因と考えられます。

芽室川水域の水質測定結果（平均値）

	毛根中島橋	上芽室橋	西芽室橋	環境基準
pH	7.5	7.4	7.4	6.5～8.5
BOD (mg/l)	0.6	0.5 未満	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	3	4	3	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	12.1	11.9	12.3	7.5 mg/l 以上
大腸菌群数	5,500	650	550	1000 以下

ピウカ川は河川環境基準で類型が指定されていませんが、A 類型に指定されている十勝川へ合流するため、A 類型を基準として調査しました。

調査地点については、今後、数年間かけて河川改修工事が行われることから、複数年にわたって調査地点を移動する必要がない高岩橋を測定地点として実施しました。

その結果、高岩橋についても、大腸菌群数以外の項目が河川基準（A 類型）を満たしていました。高岩橋については9月に1回のみ調査を行ったところですが、BOD の値が高くないことから、他の河川と同様、有機物汚濁などによるものではなく、河川の水温上昇による大腸菌群の活発化が一因と考えられます。

ピウカ川水域の水質測定結果

	高岩橋	環境基準
pH	7.6	6.5~8.5
BOD (mg/l)	0.5 未満	2 mg/l 以下
SS (mg/l)	2	25 mg/l 以下
DO (mg/l)	10.8	7.5 mg/l 以上
大腸菌群数	7,000	1000 以下

各地点の状況については、今後においても関係機関と連携しながら調査等を行い、水温以外の状況が判明する場合は、原因の特定と必要な指導・対策等に努めてまいります。

※大腸菌群とは、鳥類やほ乳類の腸管内にいる大腸菌に類似した菌の総称であり、一部には病原性がありますが、そのほとんどは病原性がないものです。また、大腸菌群には土壌など自然界に由来するもの、あるいは人為的な排水に由来するものなど様々であり、多様な発生原因が考えられます。

【用語解説】

○水質イオン濃度(pH)

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標。

○生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の有機物などの量を、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表した数値。

○浮遊物質(SS)

水中に浮遊している直径2mm以下の物質の量。

○溶存酸素量(DO)

水中に溶けている酸素の量。

○大腸菌群数

大腸菌や大腸菌に似た性質を持つ菌の総称。


水質分析結果(茅室川)

項目・単位	調査地点				茅室川				茅室川				茅室川				環境基準
	上茅室橋				西茅室橋				毛根中島橋				A				
採取年月日	R3.7.16	R3.9.17	R3.11.30	R4.2.9	R3.7.16	R3.9.17	R3.11.30	R4.2.9	R3.7.16	R3.9.17	R3.11.30	R4.2.9	平均値 (BOD)は 75%値)				6.5~8.5
採取時刻	9時35分	11時39分	11時54分	12時23分	9時58分	12時01分	11時29分	12時03分	10時23分	12時22分	9時03分	10時36分	平均値 (BOD)は 75%値)				
天候	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	曇り	晴れ	平均値 (BOD)は 75%値)				25 mg/L 以下
気温 (°C)	23.1	15.3	10.5	-2.8	24.9	17.2	10.8	-2.3	25.5	17.0	6.1	-2.2	平均値 (BOD)は 75%値)				
水温 (°C)	18.9	14.9	6.0	0.0	18.9	14.4	5.4	-0.3	20.3	14.9	4.0	0.0	平均値 (BOD)は 75%値)				7.5 mg/L 以下
水素イオン濃度 (pH)	7.5	7.5	7.3	7.2	7.5	7.6	7.3	7.3	7.5	7.9	7.2	7.4	平均値 (BOD)は 75%値)				
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	0.5未滿	0.6	0.5未滿	4.3	0.5未滿	0.6	平均値 (BOD)は 75%値)				1000MPN/100ml以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)	2	2	1	9	2	2	2	4	3	3	3	2	平均値 (BOD)は 75%値)				
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	9.4	10.3	12.7	15.0	9.8	10.9	12.5	15.8	12.3	11.0	12.6	15.4	平均値 (BOD)は 75%値)				5500
大腸菌群数 (BGLB法) (MPN/100ml)	2300	220	70	23	490	1100	130	450	550	17000	230	49	平均値 (BOD)は 75%値)				
類 型	A												A		河川 類型A		

：基準値を超過したものの

水質分析結果(ピウカ川高岩橋)

項目・単位		調査地点		ピウカ川		
				高岩橋		
調査時の記録事項	採取年月日			R3.9.17		
	採取時刻			12時44分		
	天候			曇り		
	気温 (°C)	(°C)			17.2	
	水温 (°C)	(°C)			13.9	
分析項目	水素イオン濃度 (pH)			7.6	6.5~8.5	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	(mg/L)			0.5未満	2 mg/L 以下
	浮遊物質 (SS)	(mg/L)			2	25 mg/L 以下
	溶存酸素量 (DO)	(mg/L)			10.8	7.5 mg/L 以上
	大腸菌群数 (BGLB法)	(MPN/100mL)			7000	1000MPN/100mL以下
類 型				A	河川 類型A	

 : 参考とした基準値を超過したもの

令和3年度芽室町環境調査結果公表（悪臭）

測定地点については、芽室町内で特に悪臭発生が考えられる地点と、その工場風下側における状況を確認するため調査して
います。

悪臭測定結果

測定地点	日甜沈殿地		日罐境界		東芽室団地境界		基準値	
	1月	2月	9月	2月	12月	2月	A区域	B区域
アンモニア ppm	0.11	0.13	0.10	0.07	0.09	0.10	1	2
硫黄系 ppm	メチルメルカプタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002	0.004
	硫化水素	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02	0.06
	硫化メチル	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01	0.05
	二硫化メチル	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.0009 未満	0.009	0.03
※官能試験法 臭気指数	10 未満	10 未満	12	10 未満	10 未満	10 未満		
※悪臭防止法による区域区分	B区域		B区域		A区域			

今年度の測定では、すべての地点で悪臭防止法に基づき規制基準に適合していました。

※ ppmとは、parts (パート) per (パー) million (ミリ) の頭文字をとった「100万分の1」のことです。
濃度の単位 比率：百万分の1 = 0.0001% = 1 ppm

※ 官能試験法とは、数人の試験者のきゅう覚による調査方法で、採取した試料（空気）を徐々に薄め、臭気を感じるかを測定するものです。つまり、人間の鼻による臭気の強さを数字で表したものです。

※ 悪臭防止法による区域区分とは、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた規制地域の区分で、A～Cの3区分があります。おおむね都市計画法に基づく用途地域により区分され、住居専用地域や商業地域などをC区域として最も厳しい基準が適用され、工業地域などをB区域としてA区域よりやや緩い基準が適用されます。（芽室町にはC区域の指定地域はありません。）

令和3年度 芽室町環境調査結果公表(騒音)

■騒音交通量測定結果

測定地点		西4条9丁目(国道38号線)	
環境基準地域の類型		B	
車道端からの距離		0.5m(地上からの高さ1.2m)	
測定日		8月	11月
等価騒音レベル	昼間(6~22時)	69.0 デシベル	68.6 デシベル
	夜間(22~6時)	64.5 デシベル	64.2 デシベル
日交通量(台/時間)	昼間(6~22時)	700	640
	夜間(22~6時)	130	100
大型車混入率(%)	昼間(6~22時)	29	29
	夜間(22~6時)	51	56

【騒音に係る環境基準】

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

ただし、特例として幹線交通を担う道路に近接する空間については、次の基準となり、本町が行う測定基準値は、こちらの数値が適用されます(要請限度)。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

<令和3年度 測定結果から見た考察>

令和3年度は、すべての測定結果が環境基準及び要請限度を満たしており、生活環境が著しく損なわれる状況ではなかったことが分かりました。

結果は基準値内ではありましたが、騒音測定については、今後も継続して調査を実施する考えです。

■過去5年間の騒音交通量調査結果(8月)

調査項目		H29	H30	R1	R2	R3	環境基準 (要請限度)
等価騒音レベル (db)	昼間	69.5	69.8	68.5	68.2	69.0	70 以下 (70)
	夜間	66.2	66.5	64.4	64.3	64.5	65 以下 (70)
日交通量 (台/時間)	昼間	840	740	740	680	700	
	夜間	220	150	170	130	130	
大型車混入率 (%)	昼間	27	27	24	29	29	
	夜間	48	51	49	47	51	

■過去5年間の騒音交通量調査結果(11月)

調査項目		H29	H30	R1	R2	R3	環境基準 (要請限度)
等価騒音レベル (db)	昼間	68.9	68.6	67.8	67.6	68.6	70 以下 (70)
	夜間	64.4	64.4	63.0	63.6	64.2	65 以下 (70)
日交通量 (台/時間)	昼間	710	700	670	590	640	
	夜間	130	150	120	110	100	
大型車混入率 (%)	昼間	27	25	26	26	29	
	夜間	36	38	44	41	40	

<過去5年の測定結果から見た考察>

8月期の調査について、平成29年度・30年度の夜間の調査結果が基準値を超過していますが、令和元年度以降は、昼間・夜間ともに過去2年から比べて1db以上下降しています。

近年は、大型車両混入率はさほど変わらない状況となっていますが、1時間あたりの日交通量が700台前後で推移しており、平成28年度と比べて減少していることから、これらの要因によりレベルが下降していると考えられます。

11月期の調査について、過去5年間においては基準値を下回っているものの、令和3年度は昼間も夜間も、令和2年度よりレベルが上がっている状況となっています。ただし、結果は基準値以内であることから、今後において継続的に調査を行い、推移を見ていく考えです。

※地域の類型

AA地域…療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A地域…専ら住居の用に供される地域

B地域…主として住居の用に供される地域

C地域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※デシベルとは、音の強さの単位の一つで、人間の耳に感じる最小値を0デシベルとし、この単位に対する対数比でその音の強さを示します。人間の耳に耐える最大値は130デシベルとされています。

■令和4年度実施予定 重点取組事項

【事業者との連携等によるごみ削減の取組】

町内商店街との連携

令和2年7月からレジ袋の有料化が小売店に義務付けられるなど、ごみを出さない取組が進められていますが、商店で提供する商品の包装など、購入することでごみとなる物が増えてしまう状況にもあります。包装が増えることは、事業者にとっても負担を増やすこととなることから、消費者・事業者それぞれにデメリットがあります。

すべての包装をなくすことはできませんが、町内の店舗等において、商店で提供する商品の簡易包装や放送をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装等の簡素化によるごみ削減への取組を進めます。

また、飲食店においては「30・10運動（※1）」「宴会五箇条（※2）」の普及促進や、提供する食事・食品の量などを加減する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロスへの取組に協力していただくよう促していきます。

【用語解説】

※1 30・10運動

食事開始後30分間および食事終了までの10分間は、席を立たずしっかり食べる「食べきりタイム」を設け、食品ロスを減らそうとする取組

※2 宴会五箇条

全国美味しい食べきりネットワーク協議会という団体が推奨する

①適量注文 ②幹事さんからの食べきる声掛け ③30・10運動

④食べきれない料理は仲間で分け合う

⑤最終的に食べきれなかったものは、お店に確認して持ち帰る

という5つの項目のこと

【食品ロス削減への推進】

食品ロスは、家庭や飲食店での食べ残し、売れ残りや賞味期限・消費期限を過ぎた食品などから多く発生しており、事業者と消費者が必要量に応じた食品を販売・購入し、食品を無駄にしない取組を進めることがとても重要です。

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が令和元年10月に施行され、自治体や関係機関でもさまざまな取組を始めています。

食品ロスに係る事業や対応は、本町においても複数の部署にまたがることから、庁内関係部署において共通認識を図るとともに、食品ロス削減推進計画を策定します。

【新たな周知の仕組み導入への取組】

新たなツールの導入

ごみに関することはいつでもどこでも簡単に知ることができることが必要と考えています。すでにLINEを活用した「粗大ごみ申込みフォーム」や、ごみ収集日を前日に知らせる「ごみアラート」、道路や公園の落ち葉を回収した際に役場に知らせる「道路清掃落ち葉拾い回収連絡フォーム」を作成し、町民の皆さんに活用いただいています。

令和4年度については次の周知ツールを検討し、可能なものから実施する予定です。

<導入・検討予定のツール>

- ごみ分別方法のLINE 検索機能の検討
- ごみに関するQ&Aの町ホームページ掲載とLINEとの連携

【色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討】

色付き指定ごみ袋については、これまでも環境審議会委員の皆さんにもご意見をいただいているところですが、芽室町一般廃棄物処理基本計画では令和6年度に向けて、令和4年度および令和5年度の2か年にわたって、色付き指定ごみ袋の取扱いに関する検討を行うこととしています。

十勝管内で本町のみが実施している色付き指定ごみ袋によるごみの分別については、メリット・デメリット双方があることから、町民の皆さんからも意見を伺いながら検討していく考えであり、令和4年度については町民の皆さんを対象としたアンケート調査を実施し、併せて関係事業者からも意見をいただくこととしています。